

入札説明書添付資料－５ 市が付保する予定の保険について

●全国市長会 市民総合賠償補償保険

「市が所有、使用、管理する施設の瑕疵」、「市の行う業務遂行上の過失」及び「市の福祉施設、保養施設、放課後子どもプラン、学童保育、一時保育において提供される生産物」に起因して、住民等第三者の身体または生命を害し、または財物を滅失、き損もしくは汚損し、市が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われるもの。

1	賠償責任保険	賠償責任保険（賠償責任保険 1 型D）		
2	支払限度額 （免責金額（自己負担額なし））	あ	身体賠償	1 名につき 1 億円
		い	財物賠償	1 事故につき 10 億円
3	対象となる施設	あ	庁舎	本庁舎、支所、出張所、消防署、庁舎内駐車場 等
		い	福祉施設	児童館、介護保険事業施設、老人ホーム、保護施設、授産施設 等
		う	保養施設	国民宿舎、保養施設 等
		え	文化施設	市民会館、公会堂、公民館、図書館、博物館 等
		お	スポーツ施設	体育館、陸上競技場、野球場、プール、スキー場、スケート場 等
		か	公園	都市公園、児童公園 等
		き	産業施設	港湾、漁港、農林水産物加工施設 等
		く	生活環境施設	廃棄物処理施設 等
		け	その他施設	堤防やフェンス等の工作物 等
4	対象となる業務	あ	保守管理業務	施設の清掃、保守、点検等の業務、その他施設運営上必要な業務 等
		い	社会福祉業務	児童福祉、介護保険事業、老人福祉、障害者福祉等に関する業務 等
		う	社会教育業務	各種講座、講習会、公民会・図書館の運営等に関する業務 等
		え	社会体育業務	市が主催・共催するスポーツ行事实施業務、市の体育指導員の指導業務 等
		お	その他の業務	その他市の行う業務や市の主催・共催行事 等

●公益社団法人 全国私有物件災害共済会 建物総合損害共済

				定義	例	
1	共済の 目的範囲	建 物		土地に定着して建設され 屋蓋を有し、居住、作業、 販売、貯蔵等の用に供され る構築物	住宅、庁舎、校舎、病棟、 車庫 等	
		工作物		建物以外の用途に用いら れる構築物	門、塀、アーケード、煙突 等	
		動 産	収容 動産	単一 動産	その品目ごとの1基また は1個の動産	ピアノ、電話機、コピー機 等 各1台
				据付機器装置	各種処理施設の機械設備 (病院の検査機械、上下水 道施設の送水ポンプ 等)	
			集合 動産	多数ある単一動産をまと めたもの	OA 機器一式、椅子一式	
	屋外 動産	屋外 動産	建物の屋外に常置されて いる動産	屋外に設置されたポン プ・屋外受電設備・空中(地 中) ケーブル等		
2	てん補 責任範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災による損害</li> <li>・落雷による損害</li> <li>・破裂または爆発による損害</li> <li>・建物または工作物の外部からの物体 の落下、飛来、衝突または倒壊によ る損害</li> <li>・車両の衝突または接触による損害</li> <li>・騒じょうもしくは労働争議またはこれ らに類似する集団示威行動に伴う暴 行による損害</li> <li>・破壊行為による損害</li> <li>・風災または水災による損害</li> <li>・落雷による損害</li> <li>・土砂崩れによる損害</li> </ul>				
3	免責と なる損害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故意もしくは重過失または法令違反 による損害</li> <li>・発酵もしくは発熱または加熱もしく は乾燥作業による損害</li> <li>・紛失または盗難による損害</li> <li>・学校施設ならびに住宅物件基準を適 用する建物、工作物および動産のガ ラスのみに生じた損害</li> <li>・車両の衝突または接触による電車、 自動車の損害</li> <li>・屋外動産の内部からの物体の落下、飛 来、衝突または倒壊により、屋外動産 内の動産について生じた損害</li> <li>・戦争、暴動その他の事変またはテロ行 為による損害</li> <li>・地震もしくは噴火またはこれらによる 津波による損害</li> <li>・核燃料物質等による損害</li> </ul>				